

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：新陽工業株式会社  
(法人番号9190001015160)  
業者の住所：三重県四日市市大字塩浜4101-5
- 2 指名停止措置期間：令和6年1月10日から  
令和6年4月9日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：新陽工業株式会社の代表取締役は、三重県北勢水道事務所が発注した水道設備補修工事の一般競争入札(総合評価方式)をめぐり、入札のための技術資料の作成の助言・指導などの便宜を図る見返りとして、現金を支払う約束をしたとして、令和5年11月15日、贈賄容疑で三重県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第3号「抜粋」

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内